

中山間地域等直接支払制度（第5期対策）中間年評価の流れ

集落段階

自己評価

集落協定(全数)

個別協定(全数)

アンケート調査

集落協定(一定数)

個別協定(全数)

廃止協定(一定数)

未実施集落(一定数)

R4年
7月末
予定

市町村

中間年評価書

評価

協定毎に
総合評価

推進体制の
自己評価

アンケート調査

市町村

集落段階の
アンケート
取りまとめ

協定に対する
指導・助言

R4年
11月末
予定

都道府県(第三者委員会)

中間年評価書

評価

推進体制の
自己評価

市町村の
中間年評価書の評価

アンケート
取りまとめ

市町村の中間年評価書
及びアンケート
の分析

R5年2月までに実施

第三者委員会による
評価

R5年
2月末
予定

国(第三者委員会)

中間年評価の分析

アンケート調査の分析

センサスを活用した効果分析

取組事例の分析

R5年8月末までに実施

第三者委員会による評価

取組期間: R3年度～R5.8月

取組期間: R4.6月～7月(予定)

取組期間: R4.8月～11月(予定)

取組期間: R4.12月～R5.2月(予定)

- ① 市町村による協定代表者等に対する自己評価書、アンケート調査票の配布
 - ② 協定代表者等による自己評価書、アンケート調査票への記入、市町村への報告(報告期限は市町村が設定)
- ※廃止協定: 第4期対策の末まで活動したものの、第5期対策は活動を廃止した集落協定
未実施集落: これまで本制度に取り組んだことがない農業集落。

- ① 推進体制の自己評価、アンケート調査票への記入
- ② 集落協定等の総合評価
- ③ 集落段階のアンケート調査票の確認、取りまとめ
- ④ 中間年評価書の作成
- ⑤ 中間年評価書を都道府県に報告(報告期限は都道府県が設定)
- ⑥ 評価結果に「△」が付された集落協定等に対する指導・助言

- ① 推進体制の自己評価を記入
- ② 市町村中間年評価書の評価
- ③ アンケート調査票の確認、取りまとめ
- ④ 中間年評価書(案)の作成
- ⑤ 第三者委員会において中間年評価書の評価
- ⑥ 中間年評価書を国に報告及び公表

- ① 中間年評価の分析
- ② アンケート調査結果の分析
- ③ センサス調査結果を活用した効果分析
- ④ 取組事例の分析
- ⑤ 中間年評価結果(案)の作成
- ⑥ 第三者委員会において中間年評価結果を評価
- ⑦ 中間年評価結果を公表